

別紙 (障がい者の方に対する軽自動車税の減免制度)

生計が同一であることの証明書・常時介護証明書の提出について

● 必要な書類

➤ 生計が同一であることの証明書

以下に例示するいずれかの「生計同一の事実を証明する書類（いずれも原本）」をご提出またはご提示ください。

- ・生計同一証明書（交付日から3ヶ月以内のもの）
- ・健康保険証（被保険者と扶養者の記載があるもの）
- ・源泉徴収票（扶養関係の記載がある直近のもの）

※令和7年度から確定申告書の控えは、税務署で受理印を押印しないことにより、添付書類として使用できなくなりました。

➤ 常時介護証明書

運転者が常時介護する方の場合は、【常時介護証明書】（交付日から3ヶ月以内のもの、原本）をご提出ください。

● 発行場所

- ・身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方・・・・・・・・市役所社会福祉課
0573-66-1111（内線 640、686、644）
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・・・・・・・・恵那保健所健康増進課
0573-26-1111（代表）

※必要な持ち物などはそれぞれの発行先へお尋ねください。

※継続申請の方も、令和8年度現況届（申請書）提出時に添付をお願いいたします。